

議案第9号

南風原町押印を求める手続の見直しのための関係条例の整備に関する条例

南風原町押印を求める手続の見直しのための関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年3月2日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

押印を求める手続の見直しに伴い、関係条例について所要の整備を行う必要があるため提案する。

南風原町押印を求める手続の見直しのための関係条例の整備に関する条例

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和47年南風原村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名して」を「を任命権者に提出して」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、天災その他の任命権者が認める理由がある場合において、新たに職員となった者が宣誓書の提出の前にその職務に従事したときは、その理由がやんだ後速やかに行わなければならない。

別記様式中「㊟」を削る。

(固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 固定資産評価審査委員会条例（昭和47年南風原村条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

(南風原町職員被服貸与条例の一部改正)

第3条 南風原町職員被服貸与条例（昭和48年南風原村条例第10号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号中「㊟」を削る。

(南風原町火入れに関する条例の一部改正)

第4条 南風原町火入れに関する条例（昭和59年南風原町条例第15号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

(南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

第5条 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例（平成26年南風原町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。